

指定居宅サービス事業者の指定取消について

平成29年1月30日（火）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電話 06-6941-0351（内線 4486、4488） FAX 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者等の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社創生
- (2) 代表者 代表取締役 福原 雅美（ふくはら まさみ）
- (3) 所在地 大阪府門真市新橋町20番3-3号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名 ケアプランセンター創生
所在地 大阪府門真市新橋町20番3-3号
サービス種別 居宅介護支援
- (2) 事業所名 ケアセンター創生
所在地 大阪府門真市新橋町20番3-3号
サービス種別 訪問介護・介護予防訪問介護

3 指定取消年月日

平成30年1月30日

4 指定取消の理由

【居宅介護支援】

- (1) 著しい運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号に該当）
利用者11名に対し、サービス担当者会議、モニタリング、アセスメントの未実施及び記録がなく、運営基準減算に該当することを指導されていたが、改善しなかった。
- (2) 不正請求（介護保険法第84条第1項第6号に該当）
利用者11名に対し、サービス担当者会議、モニタリング、アセスメントの未実施及び記録がなく、運営基準減算に該当することを指導され、減算をしなければならないことを知りながら減算を行わず居宅介護支援費を収得していた。
- (3) 改善拒否（介護保険法第84条第1項第7号に該当）
実地指導の改善報告について、報告の義務を知らず報告をせずに3ヶ月以上放置していた。

【訪問介護】

- (1) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号に該当）
 - ア 実地指導において、改善が必要であることを知りながら改善せずに、利用者15名について、居宅サービス計画に基づかないサービス提供を行い、不正に介護報酬を算定していた。
 - イ 実地指導において、改善が必要であることを知りながら改善せずに、利用者1名について、2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、不正に介護報酬を算定していた。
 - ウ 利用者18名について、サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、不正に介護報酬を算定していた。

(2) 改善拒否（介護保険法第77条第1項第7号に該当）

実地指導の改善報告について、報告の義務を知らず報告をせずに3ヶ月以上放置していた。

(3) 検査拒否（介護保険法第77条第1項第8号に該当）

監査に出頭を求めても従わなかった。

【指定介護予防訪問介護事業所】

法令違反（介護保険法第115条の9第1項第9号該当）

指定介護予防訪問介護事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法第77条第1項第6号、第7号、第8号に該当する違反行為が行われていた。